



答 申 第 1 6 号

平成14年3月28日

大 阪 府 知 事  
太 田 房 江 様

大 阪 府 環 境 審 議  
会 長 南



水質環境基準に係る河川（安威川等11水域）の  
類型見直しについて（答申）

平成13年12月26日付け環指第545号で諮問のあった水  
質環境基準に係る河川の類型見直しに関し、安威川等11水域につ  
いて、別添のとおり答申します。

水質環境基準に係る河川(安威川等11水域)の  
類型見直しについて

(答 申)

平成14年3月

大阪府環境審議会

## 目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	水質環境基準に係る水域類型の指定について	1
(2)	類型見直しの必要性	1
(3)	安威川等11水域の類型見直しについて	1
2	国による類型指定の見直し内容	2
(1)	見直しの考え方	2
(2)	神崎川、猪名川下流の類型指定	2
3	安威川等11水域の類型指定の見直し	3
(1)	見直しの考え方	3
(2)	水域類型と達成期間についての検討結果等	3
(3)	見直し案	5
4	達成の方途	6
5	おわりに	6

### 参考資料

1	水質環境基準について	7
2	河川模式図	8
3	水域の利用状況と水質の概要	9
4	水質（BOD）経年変化と環境基準の達成状況	10
5	環境審議会における水質環境基準に係る河川の 類型見直しに係る検討状況について	11
6	大阪府環境審議会委員名簿	12
7	大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿	13

## 1 基本的な考え方

### (1) 水質環境基準に係る水域類型の指定について

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、個々の水域にその利用目的等に対応した類型をあてはめることになっている。この類型指定は、水域の利用態様の変化や水質汚濁の状況等、事情の変更に伴い適宜改訂することとされている。

大阪府内では、国が昭和45年に定めた19河川に加えて、昭和48年に20河川、昭和50年に13河川に類型指定が行われ、さらに平成4年には10河川について新たな類型指定が、12河川について類型指定の見直しが行われている。

現在、大阪府内では、国が指定する4河川7水域と大阪府が指定する58河川66水域に対して類型をあてはめている。

### (2) 類型見直しの必要性

大阪府では、平成4年に府内河川の類型指定を見直して以降、約10年が経過しているが、この間の水質汚濁の状況の変化をみると、多くの河川で水質改善が進んでおり、環境基準（BOD）の達成率をみても平成4年度の49.3%から平成12年度には58.9%に改善されている。中でも、神崎川水系の河川や大阪市内河川を中心に現行よりも上位の類型を経年的に連続して達成している水域がみられる。

また近年、都市生活の中で自然とふれあうことのできる水辺を求める声がますます高まり、河川の多様な魅力が引き出されるような川をめざして、多自然型川づくりや遊歩道の整備などの水辺環境の整備が進められており、このためにも良好な水質の確保が求められている。

従って、今後、河川水質の一層の保全を図るためには、現在及び将来の水質汚濁の状況や利用態様の変化等に対応した適切な類型指定への見直しを行うことが重要であると考えられる。

### (3) 安威川等11水域の類型見直しについて

こうした中で、国は平成13年3月に神崎川及び猪名川下流の類型指定の見直しを行ったところである。両水域の上流には、府が類型指定している安威川等の11水域があるが、今回の国が見

直しを行った下流水域と、府が指定を行う上流水域の類型に不整合が生じており、速やかに両者の整合を図る必要がある。このため水質規制部会では、まず当該11水域についての類型見直しを審議し、平成14年3月28日に検討結果の第一次報告を行った。本審議会においては、この部会の報告に基づいて検討を行った結果、表2のとおり類型指定を見直すことが適当であるとの結論を得たので、ここに答申する。

## 2 国による類型指定の見直し内容

### (1) 見直しの考え方

国においては、平成9年5月14日に中央環境審議会に類型指定の見直しについて諮問を行ったところである。これを受けて、環境大臣が類型の指定を行うこととされている水域のうち、利用目的や水質汚濁の状況に変化が生じている水域について、変化の著しいものから順次審議会において検討が行われ、見直しの作業が進められている。

なお、国における見直しにあたっての考え方は下記のとおりとされている。

#### 国の見直しの考え方

- ① 現状の河川の利用目的と整合しない水域について適切な利用目的の類型に見直しを行う。
- ② 現状の水質が上位類型を達成している水域について水質維持の考え方により見直しを行う。（「水域類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」との観点から見直し）

### (2) 神崎川、猪名川下流の類型指定

国における類型指定の見直しのうち、大阪府に係る神崎川、猪名川下流の見直しについては、平成12年9月6日の中央環境審議会第2次答申を受けて実施されたものであり、平成13年3月30日付け環境省告示第17号により次のとおり見直しを実施されたところである。

表1 神崎川、猪名川下流の水域類型

水 域	範 囲	類 型	
		見直し後	見直し前
神崎川	安威川、猪名川を除く 神崎川	Bロ	Eハ
猪名川下流(1)	箕面川合流点より下 流(藻川を含む)、た だし、藻川分岐点から藻川 合流点を除く	Bロ	Eハ
猪名川下流(2)	藻川分岐点から藻川 合流点まで	Dイ	Eハ

注) 類型欄のB～Eは環境基準の類型を、イ～ハは達成期間を示す。詳しくは資料1「水質環境基準について」を参照。

### 3 安威川等11水域の類型指定の見直し

#### (1) 見直しの考え方

今回、検討を行う安威川等11水域の類型指定にあたっては、国による神崎川及び猪名川下流の類型指定との整合を図る観点から、国の考え方を基本にしつつ、河川の汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)に主眼を置き、当該河川の現在及び将来の状況変化を踏まえて必要な見直し作業を行ったところである。

具体的には、個々の水域ごとにその利用目的や現行類型の達成状況を勘案しつつ、将来の達成見込みを考慮して上位の類型への指定が行われるよう検討を行った。

#### (2) 水域類型と達成期間についての検討結果等

個々の水域に関する検討結果は以下のとおりである。

##### ① 現状の利用目的と整合しないため、適切な利用目的の類型に見直す水域

###### a. 安威川下流(3)

水辺環境の整備が行われ、都市生活におけるうるおいの場となることから、魚の生息に良好な水質を保全するため上位類型のC類型とする。

達成期間は、現況水質がC類型を達成しており、「イ 直ちに達成」とする。

b. 余野川

利水として水道2級があり、利水目的から上位類型のA類型とする。

達成期間は、現況水質がA類型を達成しており、「イ 直ちに達成」とする。

② 現況水質が上位類型を達成しており、現況水質を保全するために上位の類型に見直す水域

a. 茨木川

B類型を連続して達成しており、現況水質を保全するために上位類型のB類型とする。

達成期間は「イ 直ちに達成」とする。

なお、茨木川の勝尾寺川合流地点から上流部分が、平成12年4月3日に名称変更されて佐保川となったため、水域の表記を「佐保川及び茨木川（全域）」に改める。

b. 箕面川(2)

A類型を連続して達成しており、現況水質を保全するために上位類型のA類型とする。

達成期間は「イ 直ちに達成」とする。

c. 千里川

A類型を連続して達成しており、現況水質を保全するために上位類型のA類型とする。

達成期間は「イ 直ちに達成」とする。

③ 将来、上位類型の達成が見込まれるため、上位類型の水質を目指して見直す水域

a. 安威川下流(2)

将来、B類型の達成が見込まれるため、上位類型の水質を目指してB類型とする。

達成期間は「ロ、5年以内で可及的速やかに達成」とする。

b. 大正川

将来、B類型の達成が見込まれるため、上位類型の水質を目指してB類型とする。

達成期間は「ロ 5年以内で可及的速やかに達成」とする。

c. 勝尾寺川

将来、B類型の達成が見込まれるため、上位類型の水質を目指してB類型とする。

達成期間は「ロ 5年以内で可及的速やかに達成」とする。

④ 現況水質は現行の水域類型を達成しており、現行の水域類型を維持したうえで、現況水質を保全すべき水域。

a. 安威川上流

現行類型のAイとする。

b. 安威川下流(1)

達成期間を「イ 直ちに達成」として現行類型のBハをBイとする。

c. 箕面川(1)

現行類型のAイとする。

(3) 見直し案

上記の検討結果により、次のとおり類型指定を見直すことが適当である。

表2 見直し案

水系	水域	範囲	類型	
			見直し案	現行
神崎川	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	Bイ	Bハ
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	Bロ	Cイ
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	Cイ	Eハ
	佐保川及び 茨木川	全 域	Bイ	Cイ
	大正川	全 域	Bロ	Cロ
	勝尾寺川	全 域	Bロ	Cロ
猪名川	余野川	全 域	Aイ	Bイ
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ	Bロ
	千里川	全 域	Aイ	Cロ

注) 類型欄のA～Eは環境基準の類型を、イ～ハは達成期間を示す。詳しくは資料1「水質環境基準について」を参照。



#### 4 達成の方途

安威川等11水域は、工場・事業場の規制、指導の徹底や下水道整備等が進捗したことにより、大阪府内でも特に水質改善が進んだ水域である。

今後、環境基準の達成と維持のためには、汚濁の大きな要因となっている生活排水に対する対策が重要であり、公共下水道の整備と接続率の向上や、合併処理浄化槽の普及促進とともに、関係市町と連携して各家庭でできる生活排水対策の実践のための啓発活動を進める必要がある。

#### 5 おわりに

本審議会において、今回、国の見直し内容との整合が急がれる安威川等11水域について、類型指定の見直しの検討を行ったところである。

しかしながら、府域においては依然として環境基準が達成されていない河川も見られることから、より一層の水質保全が急務となっており、今回の見直し検討に引き続き、その他の河川についても速やかに検討に着手し、できる限り早い時期に結論を得る必要がある。

(参考資料)

1 水質環境基準について

(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目		類型		A A		A		B		C		D		E	
		利用目的の 適応性		水道1級 自然環境保全 及びA以下 の欄に掲 げるもの		水道2級 水産1級 水浴及び B以下の 欄に掲げ るもの		水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲 げるもの		水産3級 工業用水1級 及びD以下 の欄に掲 げるもの		工業用水2級 農業用水 及びEの 欄に掲げ るもの		工業用水3級 環境保全	
基 準 値	水素イオン 濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		6.5 以上 8.5 以下		6.5 以上 8.5 以下		6.5 以上 8.5 以下		6.5 以上 8.5 以下		6.0 以上 8.5 以下		6.0 以上 8.5 以下	
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下		2 mg/L 以下		3 mg/L 以下		5 mg/L 以下		8 mg/L 以下		10 mg/L 以下			
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下		25 mg/L 以下		25 mg/L 以下		50 mg/L 以下		100 mg/L 以下		ごみ等の浮 遊が認めら れないこと			
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上		7.5 mg/L 以上		5 mg/L 以上		5 mg/L 以上		2 mg/L 以上		2 mg/L 以上			
	大腸菌群数	50MPN /100mL 以下		1,000MPN /100mL 以下		5,000MPN /100mL 以下		—		—		—			

(備考) 1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

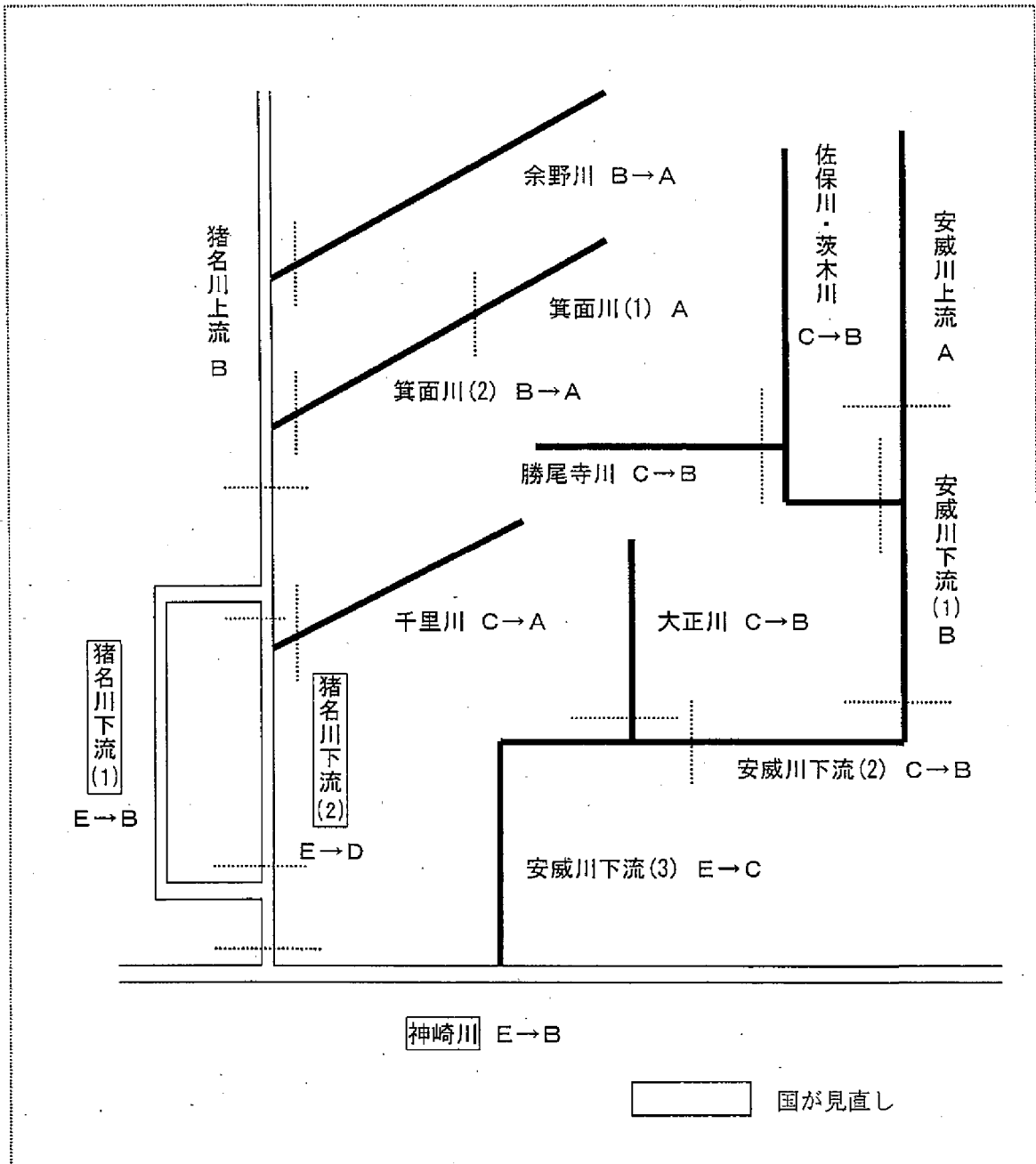
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 生活環境の保全に関する環境基準の達成期間等

分類	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

## 2 河川模式図



### 3 水域の利用状況と水質の概要

水質はBOD 単位：mg/L

水 域	環 境 基 準 点	現 行 類 型	利用状況		水質の現況 H12		上 位 類 型 の 達 成	類 型 見 直 し 案
			現 行 類 型 と の 整 合	利用目的	年 平 均 値	75 % 値		
安威川上流	桑ノ原橋	Aイ	整合	水道2級：A 水産2級：B その他（水辺環 境の整備）：C 農業用水：D	1.8	1.9		現行 類型
安威川下流(1)	千歳橋	Bハ	整合	農業用水：D その他（水辺環 境の整備）：C	2.2	2.4		Bイ
安威川下流(2)	宮鳥橋	Cイ	整合	その他（水辺環 境の整備）：C	2.5	3.2	達成 見込	Bロ
安威川下流(3)	新京阪橋	Eハ		その他（水辺環 境の整備）：C	3.9	3.9	達成	Cイ
茨木川	安威川 合流直前	Cイ	整合	農業用水：D	2.6	2.8	達成	Bイ
大正川	安威川 合流直前	Cロ	整合	その他（水辺環 境の整備）：C 農業用水：D	2.8	3.4	達成 見込	Bロ
勝尾寺川	中河原橋	Cロ	整合	農業用水：D	3.4	3.8	達成 見込	Bロ
余野川	猪名川 合流直前	Bイ		水道2級：A 水産2級：B 農業用水：D	0.8	0.7	達成	Aイ
箕面川(1)	箕面市 取水口	Aイ	整合	水道2級：A	0.9	0.9	達成	現行 類型
箕面川(2)	府県境	Bロ	整合	農業用水：D	1.1	1.4	達成	Aイ
千里川	猪名川 合流直前	Cロ	整合	なし	1.1	1.3	達成	Aイ

#### 4 水質(BOD)経年変化と環境基準の達成状況

単位:mg/L

	水域 (環境基準点)	類型	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
神 崎 川	安威川上流 (桑ノ原橋)	A	2.1	1.2	2.2	0.9	0.7	1.0	1.0	0.6	0.8	0.8	0.7	1.2	1.1	0.6	1.4	1.9
			1.6	1.0	1.4	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	0.6	1.1	1.8
			×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安威川下流(1) (千歳橋)	B	4.9	2.6	3.4	1.8	2.2	2.0	2.3	1.2	1.5	5.1	5.2	2.6	1.4	1.0	2.3	2.4
			3.4	1.7	2.3	1.5	1.7	1.9	1.9	0.9	1.3	3.9	3.5	1.6	1.3	0.9	1.6	2.2
			×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	安威川下流(2) (宮鳥橋)	C	2.1	1.6	2.9	8.7	2.4	2.2	2.3	1.2	2.4	4.0	3.6	2.3	1.5	1.0	2.3	3.2
			1.9	1.6	2.9	5.0	1.9	1.9	2.1	1.1	1.5	2.9	2.6	1.7	1.3	0.8	1.8	2.5
			○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安威川下流(3) (新京阪橋)	E	13	9.7	10	7.1	9.1	8.3	9.2	8.5	7.2	7.3	9.2	5.3	4.2	5.0	5.6	3.9
			10	7.1	7.5	5.9	7.5	6.5	7.0	6.6	5.7	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9
			×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	茨木川 (安威川合流直前)	C	4.5	3.8	5.6	4.2	4.1	2.7	3.4	2.3	2.4	4.4	4.8	3.1	2.9	1.5	2.5	2.8
			3.8	3.1	4.3	3.4	3.4	3.2	2.8	2.0	1.9	3.2	3.1	2.3	2.7	1.7	1.9	2.6
			○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大正川 (安威川合流直前)	C	23	14	20	16	7.8	13	7.5	4.7	4.1	4.5	5.1	3.2	2.3	1.6	2.6	3.4
			21	14	21	15	8.6	11	6.7	3.5	3.1	4.1	3.7	2.3	1.9	1.8	2.1	2.8
			×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
勝尾寺川 (中河原橋)	C								6.6	7.5	9.7	6.8	6.0	5.3	3.1	3.1	3.8	
									5.0	5.8	7.1	6.8	4.6	4.0	2.2	2.7	3.4	
									×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
猪 名 川	余野川 (猪名川合流直前)	B	1.0	1.0	0.8	0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	0.8	0.6	0.6	0.8	<0.5	0.8	0.7
			0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9	0.5	0.7	0.8
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	箕面川(1) (箕面市取水口)	A	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	<0.5	0.6	0.9
			0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.7	0.9
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	箕面川(2) (府県境)	B	1.0	1.0	1.2	0.9	0.9	1.3	2.1	0.9	0.7	1.5	0.7	1.3	1.4	1.1	1.4	1.4
			0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	1.1	1.4	0.7	0.8	1.0	0.6	0.9	1.2	2.0	1.0	1.1
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	千里川 (猪名川合流直前)	C	3.3	2.9	2.3	1.8	1.6	1.4	1.7	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5	1.4	1.1	0.7	1.3
			3.2	2.4	2.1	1.5	1.6	1.3	1.5	1.8	1.4	1.3	1.6	1.2	1.3	1.0	0.7	1.1
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

\* 上段: BOD75%値  
 中断: 年平均値  
 下段: ○=達成 ×=未達成

\* 年間測定回数12回

5 環境審議会における水質環境基準に係る河川の類型見直しについての  
検討状況

開催日	審議内容
平成13年12月26日	第17回大阪府環境審議会 (1) 諮問(水質環境基準に係る河川の類型見直しについて) (2) 大阪府環境審議会水質規制部会運営要領(案)について
平成14年1月23日	第4回水質規制部会 (1) 水質環境基準に係る河川の類型見直しについて
平成14年1月25日 ~ 平成14年2月25日	部会報告書案「水質環境基準に係る河川の類型見直しについて(第1次報告)(案)」に対するパブリックコメントの実施 提出 3通 意見のべ6件
平成14年2月28日	第5回水質規制部会 (1) 水質環境基準に係る河川の類型見直しについて(第1次報告)
平成14年3月28日	第18回大阪府環境審議会 ・ 水質環境基準に係る河川の類型見直しに関する水質規制部会報告について ・ 部会報告をもとに答申とすることを了承

## 6 大阪府環境審議会委員名簿

### (1) 学識経験のあるもの

池田敏雄	(関西大学教授)
池田有光	(大阪府立大学教授)
石川忠	(大阪府中小企業団体中央会会長)
井田和子	(元大阪女子大学助教授)
川口清一	(関西電力関連産業労働組合総連合会長)
近藤雅臣	(大阪大学名誉教授)
澤田和之	(大阪府農業会議副会長)
鹿間孝一	(産業経済新聞大阪本社編集局次長兼社会部長論説委員)
鈴木善次	(大阪教育大学名誉教授)
田中忠明	(大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長)
寺島泰	(大阪産業大学教授)
中村浩	(大谷女子大学教授)
難波精一郎	(宝塚造形芸術大学教授)
西口徹	(大阪弁護士会所属弁護士)
西山淳子	(大阪女子大学教授)
畑中雅代	(大阪交通労働組合男女共生対策委員会副会長)
平野幸夫	(毎日新聞編集委員)
前田英昭	(大阪商業大学教授)
増田昇	(大阪府立大学教授)
又野淳子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
松本弘	(読売新聞大阪本社編集委員)
萬金映子	(消費生活コンサルタント)
水野稔	(大阪大学教授)
南努	(大阪府立大学学長)
宮前保子	(株式会社スペースビジョン研究所取締役所長)
山村万里子	(社団法人大阪府薬剤師会理事)
山本英樹	(社団法人大阪府工業協会副会長)
若林明	(社団法人大阪府医師会副会長)

### (2) 府議会議員

徳永春好	(自由民主党)
浅田均	(自由民主党)
花谷みつよし	(民主党、府民ネットワーク)
山中きよ子	(民主党、府民ネットワーク)
杉本武	(公明党)
小谷みすず	(日本共産党)

(3) 市町村長

磯 村 隆 文 (大阪市長)  
倉 田 薫 (池田市長)  
日 下 纓 子 (豊能町長)

(4) 関係地方行政機関の長

黒 木 幾 雄 (近畿農政局長)  
中 嶋 誠 (近畿経済産業局長)  
鈴 木 藤一郎 (近畿地方整備局長)  
馬 場 耕 一 (近畿運輸局長)  
齊 藤 孝 雄 (第五管区海上保安本部長)

7 大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿

部会長	近藤 雅臣	(大阪大学名誉教授)
委員	西山 淳子	(大阪女子大学教授)
専門委員	小田 一紀	(大阪市立大学教授)
	細田 龍介	(大阪府立大学教授)
	村岡 浩爾	(大阪産業大学教授)